

# 石川県広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、石川県広告事業要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告事業の対象範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬に係るものを除く）
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (6) 県の指名停止措置を受けているもの
- (7) 石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員であると認められるもの
- (8) その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(選定順位)

第3条 広告主を選定する場合、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するものを優先し、表示するものとする。

- 2 前項の規定のほか、掲載希望期間が長いもの等広告媒体毎に優先すべき事項を定めることができる。
- 3 前2項の規定によっても、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(掲載基準)

第4条 広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、県は必要に応じ広告内容の修正・削除等を、広告主または広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。
  - ①法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
  - ②比較広告に該当するもの（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）
  - ③懸賞広告及びクーポン付き広告に該当するもの
  - ④第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
  - ⑤公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑥非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑦事実と異なる内容を含むもの
  - ⑧国内世論が大きく分かれているもの

- ⑨水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
  - ⑩次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
    - ア 性的感情を著しく刺激するもの
    - イ 犯罪を誘発するもの又はその恐れがあるもの
    - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑪美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ⑫内容又は責任の所在が不明確なもの
  - ⑬その他、広告として掲載することが適当でないと認められるもの
- (2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しない。
- ①実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
  - ②射幸心をあおる表示
  - ③その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

(対象範囲の特例)

第5条 この基準に定めるほか、行政目的に支障があるなどの理由により、広告掲載に関する制限等について、別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年12月20日から施行する。
- 2 この基準の施行前に県との間で締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月18日から施行する。